○ やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて(平成18年11月17日障障発第 1117002 号 厚生労働省社会・援護局障害保健 福祉部障害福祉課長通知)

(変更点は下線部)

	(変更点は下線部)
新	la l
障障発第 1117002 号 平成 18 年 11 月 17 日 一部改正 障障発第 0526001 号 平成 20 年 5 月 26 日 一部改正 障障発第 0701001 号 平成 21 年 7 月 1 日 一部改正 障障発 0331 第 2 号 平成 22 年 3 月 31 日 一部改正 障障発 0928 第 1 号 平成 23 年 9 月 28 日 一部改正 障障発 0330 第 2 号 平成 24 年 3 月 30 日 一部改正 障障発 0626 第 1 号 平成 24 年 6 月 26 日	障障発第 1117002 号平成 18 年 11 月 17 日一部改正 障障発第 0526001 号平成 20 年 5 月 26 日一部改正 障障発第 0701001 号平成 21 年 7 月 1 日一部改正 障障発 0331 第 2 号平成 22 年 3 月 31 日一部改正 障障発 0928 第 1 号平成 23 年 9 月 28 日一部改正 障障発 0330 第 2 号平成 24 年 3 月 30 日
各都道府県障害保健福祉主管部(局)長殿	各 都道府県 障害保健福祉主管部(局)長 殿
厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長	厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長
やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて	やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて
定に基づき、平成 18 年 10 月 1 日以降、やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについては、交付要綱等に定めることとしているが、その内容は下記のとおりであり、平成 18 年 10 月 1 日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村等に対して周知をお願いしたい。おって、平成 18 年 3 月 31 日障障発第 0331001 号「やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて」は廃止する。ただし、平成 18	身体障害者福祉法第 18 条第1項若しくは第2項、知的障害者福祉法第 15 条の4第1項若しくは第16条第1項第2号又は児童福祉法第21条の6の規定に基づき、平成18年10月1日以降、やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについては、交付要綱等に定めることとしているが、その内容は下記のとおりであり、平成18年10月1日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村等に対して周知をお願いしたい。おって、平成18年3月31日障障発第0331001号「やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて」は廃止する。ただし、平成18年9月30日以前に行われたやむを得ない事由による措置に係る単価等の取扱いについては、なお従前の例による。
記	記
1 平成 18 年 10 月 1 日以降、やむを得ない事由による措置を行った場合の	 1 平成 18 年 10 月 1 日以降、やむを得ない事由による措置を行った場合の

費用の算定に当たっては、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービ ス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成18年厚生労働省告示第523号)」に準じて算定した額(食事提供体制 加算を除く。以下「介護給付費等基準額」という。)及び障害者自立支援法 施行令(平成18年政令第10号)第42条の2によって読み替えられた障害 者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第58条第3 項に規定する指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の 算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第 58 条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額(以 下「療養介護医療費基準額」という。)に特定費用(食費、光熱水費(入所 施設に係るものに限る。)に限る。)を合算した額とするものであること。 ただし、療養介護においては特定費用を合算しないこと

なお、障害程度区分等により報酬単価の異なる障害福祉サービスについ ては、支給決定を行うまでの間は、当面、それぞれの障害福祉サービスご とに最も低い区分の単価を適用すること。

- 行い、翌々月から介護給付費等の支払を行うこと。 ただし、措置を行った日が月の初旬である場合は、当該月末までに支給 決定を行い、翌月から介護給付費等の支給を行うことができるように努め ること。
- 3 支給決定により、それまでの措置に適用した区分の単価を変更する必要 3 が生じた場合には、措置を行った日まで遡って適用するものとすること。 ただし、支給決定の結果、当該サービスが対象外となった場合には、措 置を行った日まで溯って適用する必要はないこと。
- 4 利用者負担額については、別紙(やむを得ない事由による措置を行った 場合の利用者負担の額の算定に関する基準)を適用することとし、市町村 が利用者から徴収するものとすること。
- 5 複数のサービスを利用することにより別紙(1)の階層区分に応じた負 5 担基準月額を超える障害者本人の利用者負担額が発生する場合には、別紙 (1) の階層区分に応じた負担基準月額を上限とすること。 なお、重度障害者等包括支援にかかる利用者負担額についても、同様の 取扱いとすること。
- 6 同一の者が2人以上の被措置者の主たる扶養義務者となる場合及び複数 のサービスを利用することにより別紙(2)の階層区分に応じた負担基準 月額を超える扶養義務者の利用者負担額が発生する場合には、別紙(2) の階層区分に応じた負担基準月額を上限とすること

なお、重度障害者等包括支援にかかる利用者負担額についても、同様の 取扱いとすること。

費用の算定に当たっては、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービ ス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成18年厚生労働省告示第523号)」に準じて算定した額(食事提供体制 加算を除く。以下「介護給付費等基準額」という。)及び障害者自立支援法 施行令(平成18年政令第10号)第42条の2によって読み替えられた障害 者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第58条第3 項に規定する指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の 算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第 58 条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額(以 下「療養介護医療費基準額」という。)に特定費用(食費、光熱水費(入所 施設に係るものに限る。) に限る。) を合算した額とするものであること。 ただし、療養介護においては特定費用を合算しないこと

なお、障害程度区分等により報酬単価の異なる障害福祉サービスについ ては、支給決定を行うまでの間は、当面、それぞれの障害福祉サービスご とに最も低い区分の単価を適用すること。

- 2 原則として、措置を行った月の翌月末までに介護給付費等の支給決定を 2 原則として、措置を行った月の翌月末までに介護給付費等の支給決定を 行い、翌々月から介護給付費等の支払を行うこと。 ただし、措置を行った日が月の初旬である場合は、当該月末までに支給 決定を行い、翌月から介護給付費等の支給を行うことができるように努め ること。
 - 支給決定により、それまでの措置に適用した区分の単価を変更する必要 が生じた場合には、措置を行った日まで遡って適用するものとすること。 ただし、支給決定の結果、当該サービスが対象外となった場合には、措 置を行った日まで溯って適用する必要はないこと。
 - 利用者負担額については、別紙(やむを得ない事由による措置を行った 場合の利用者負担の額の算定に関する基準)を適用することとし、市町村 が利用者から徴収するものとすること。
 - 複数のサービスを利用することにより別紙(1)の階層区分に応じた負 担基準月額を超える障害者本人の利用者負担額が発生する場合には、別紙 (1) の階層区分に応じた負担基準月額を上限とすること。 なお、重度障害者等包括支援にかかる利用者負担額についても、同様の 取扱いとすること。
 - 同一の者が2人以上の被措置者の主たる扶養義務者となる場合及び複数 のサービスを利用することにより別紙(2)の階層区分に応じた負担基準 月額を超える扶養義務者の利用者負担額が発生する場合には、別紙(2) の階層区分に応じた負担基準月額を上限とすること

なお、重度障害者等包括支援にかかる利用者負担額についても、同様の 取扱いとすること。

- 7 主たる扶養義務者が、他の社会福祉施設の被措置者の扶養義務者として 7 主たる扶養義務者が、他の社会福祉施設の被措置者の扶養義務者として 費用徴収される場合には、本制度による利用者負担額は次により算定した 額とすること。
- 利用者負担額 = 本制度により算定した額 他の制度による費用徴収額
- 8 公費の支弁については、障害者自立支援給付費負担金から支弁すること とする。

(別紙)

やむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担の額の算定に関 する基準

(1) 障害福祉サービス (施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生 活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用する場合)被 措置者の利用者負担額

													負	担	基	準	月	額
	対	象 収	入	額	等	に	ょ	る	階	層	区	分	施設え	人所さ	え援り	ては宿	泊型	自立
													訓練る	と利用	目して	つつ生	活介	護、
													自立記	川練、	就分	9移行	支援	又は
													就労糾					
1	生泪	保護法	(昭:	和 25	年決	上往第	色 144	4 号)第	6条	第1	項に規定		-1/0-2	-122 -	F.		у П
			, ,									促進及び				0	•	
												んしべし 給付受給				Ü		
					等				_,_	ο . ω.	~ 100	//u 13 ///	'					
	П	前年											1					
2		ן נינו) J • > .	/\] >>\-	0円	156.00	\sim	<i>△</i> ,),		2	70,00	0 Ш				0		
3	階		,	270.0				\sim			30.00				1 (000		
4	層			270,0 280.0				\sim			0.00					300		
5	に			200,0 300,0				\sim			20,00				,	400		
6	該			320,0				\sim			10,00				,	700		
7	当			340,0				~ .			50,00				,	300		
8	す			360,0							30,00 30.00					500		
								_			,				,			
9 10	る者			380,0				_			00,00		1			100		
				400,0				~			20,00				10,			
11	以			420,0				\sim			10,00				12,			
12	外			440,0				\sim			50,00		1		14,			
13	Ø)			460,0				\sim			30,00				15,			
14	者			480,0				\sim			00,00				17,			
15				500,0				\sim			20,00				19,			
16			:	52,00	01			\sim		54	40,00	0			20,	300		

- 費用徴収される場合には、本制度による利用者負担額は次により算定した 額とすること。
- 利用者負担額 = 本制度により算定した額 他の制度による費用徴収額
- 8 公費の支弁については、障害者自立支援給付費負担金から支弁すること とする。

(別紙)

やむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担の額の算定に関 する基準

(1) 障害福祉サービス (施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生 活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用する場合)被 措置者の利用者負担額

	対	象収力	、額等	にょ	る	階	勇 区	分	負担基準月額 施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介護、 自立訓練、就労移行支援又は 就労継続支援を利用する場合
1	生活	f保護法(F	昭和 25 年	法律第 14	4号)	第6	条第1	項に規定	円
	する	る被保護者	及び中国産	美留邦人 等	等の円	滑なり	帚国の何	促進及び	0
	永住	注帰国後の	自立の支援	爰に関する	5法律	によ	る支援	給付受給	
	者	(以下、「被	保護者等」	という。)				
		前年分の	の対象収入	額の年額	区分				
2	_		0 円	~			270,000	0 円	0
3	階		270,001		\sim		280,000	0	1,000
4	層		280,001		\sim		300,000	0	1,800
5	に		300,001		\sim		320,00	0	3,400
6	該		320,001		\sim		340,00	0	4,700
7	当		340,001		\sim		360,00	0	5,800
8	す		360,001		\sim		380,000	0	7,500
9	る		380,001		\sim		400,00	0	9,100
10	者		400,001		\sim		420,00	0	10,800
11	以		420,001		\sim		440,00	0	12,500
12	外		440,001		\sim		460,00	0	14,100
13	の		460,001		\sim		480,00	0	15,800
14	者		480,001		\sim		500,00	0	17,500
15			500,001		\sim		520,00	0	19,100
16			52,0001		\sim		540,00	0	20,800

17 18	540,001 560,001	\sim	560,000 580,000	22,500 24,100
19	580,001	\sim	600,000	25,800
20	600,001	\sim	640,000	27,500
21	640,001	\sim	680,000	30,800
22	680,001	\sim	720,000	34,100
23	720,001	\sim	760,000	37,500
24	760,001	\sim	800,000	39,800
25	800,001	\sim	840,000	41,800
26	840,001	\sim	880,000	43,800
27	880,001	\sim	920,000	45,800
28	920,001	\sim	960,000	47,800
29	960,001	\sim	1,000,000	49,800
30	1,000,001	\sim	1,040,000	51,800
31	1,040,001	\sim	1,080,000	54,400
32	1,080,001	\sim	1,120,000	57,100
33	1,120,001	\sim	1,160,000	59,800
34	1,160,001	\sim	1,200,000	62,400
35	1,200,001	\sim	1,260,000	65,100
36	1,260,001	\sim	1,320,000	69,100
37	1,320,001	\sim	1,380,000	73,100
38	1,380,001	\sim	1,440,000	77,100
39	1,440,001	\sim	1,500,000	81,100
40	1,500,001 円以上	:		(対象収入額-150万円)×
				0.9 ÷ 12 月 + 81,100 円 (100 円未満切り捨て)

- 1 障害者が負担すべき額は、対象収入額等による階層区分に応じ、負担基準月額の欄に掲げ
- 2 この表において「対象収入額」とは、収入額(社会通念上収入として認定することが適当 でないものを除く。)から、租税、社会保険料等の必要経費の額を控除した額をいう。
- (2) 障害福祉サービス (施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生 活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用する場合)被 措置者の扶養義務者の利用者負担額

										負	担	基	準	月	額
税	額	等	に	ょ	る	階	層	区	分	施設	入所	支援ス	スは宿	前型	自立
										訓練	を利力	用して	つつ生	活介	護、
															又は

17	540,001	\sim	560,000	22,500
18	560,001	\sim	580,000	24,100
19	580,001	\sim	600,000	25,800
20	600,001	\sim	640,000	27,500
21	640,001	\sim	680,000	30,800
22	680,001	\sim	720,000	34,100
23	720,001	\sim	760,000	37,500
24	760,001	\sim	800,000	39,800
25	800,001	\sim	840,000	41,800
26	840,001	\sim	880,000	43,800
27	880,001	~	920,000	45,800
28	920,001	\sim	960,000	47,800
29	960,001	~	1,000,000	49,800
30	1,000,001	\sim	1,040,000	51,800
31	1,040,001	\sim	1,080,000	54,400
32	1,080,001	\sim	1,120,000	57,100
33	1,120,001	\sim	1,160,000	59,800
34	1,160,001	\sim	1,200,000	62,400
35	1,200,001	\sim	1,260,000	65,100
36	1,260,001	\sim	1,320,000	69,100
37	1,320,001	\sim	1,380,000	73,100
38	1,380,001	\sim	1,440,000	77,100
39	1,440,001	\sim	1,500,000	81,100
40	1,500,001 円以	上		(対象収入額-150万円)×
				0.9 ÷ 12 月 + 81,100 円
				(100 円未満切り捨て)

(注)

- 1 障害者が負担すべき額は、対象収入額等による階層区分に応じ、負担基準月額の欄に掲げ
- 2 この表において「対象収入額」とは、収入額(社会通念上収入として認定することが適当 でないものを除く。)から、租税、社会保険料等の必要経費の額を控除した額をいう。
- (2) 障害福祉サービス (施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生 活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用する場合)被 措置者の扶養義務者の利用者負担額

負 担 基 準 月 額 税額等による階層区分 施設入所支援又は宿泊型自立 訓練を利用しつつ生活介護、 自立訓練、就労移行支援又は

就労継続支援を利用する場合

基準月額

就労継続支援を利用する場合

A	被保護者等				円 0		A	被保護者等				円 0
В	当該年度分の者を除く。)	市町村民税が非課税の	の者	(A階層に該当する	0		В	当該年度分の 者を除く。)	市町村民税が非課	税の者	(A階層に該当する	0
C1	133 1 20 1 721	当該年度分の市町村 課税の者	1民種	说のうち均等割のみ	2,200		C1	前年分の所 得税が非課	当該年度分の市 課税の者	町村民	税のうち均等割のみ	2,200
C2	税の者(A 階層又はB 階層に該当 する者を 除く。)	当該年度分の市町村税の者	寸民和	说のうち所得割が課	3,300		C2	税の者(A 階層又はB 階層に該当 する者を 除く。)	当該年度分の市税の者	町村民	税のうち所得割が課	3,300
		前年分の所得税額	頁の年	E額区分					前年分の所得	税額の	年額区分	
D1	前年分の所得	0円 ~	_	15,000 円	4,500		D1	前年分の所得	0 円	\sim	15,000 円	4,500
D2	税が課税の者	15,001 ~	_	40,000	6,700		D2	税が課税の者	15,001	\sim	40,000	6,700
D3	(A階層又は	40,001 ~	_	70,000	9,300		D3	(A階層又は	40,001	\sim	70,000	9,300
D4	B階層に該当	70,001 ~	_	183,000	14,500		D4	B階層に該当	70,001	\sim	183,000	14,500
D5	する者を除	183,001 ~	_	403,000	20,600		D5	する者を除	183,001	\sim	403,000	20,600
D6	< 。)	403,001 ~	_	703,000	27,100		D6	<.)	403,001	\sim	703,000	27,100
D7		703,001 ~	_	1,078,000	34,300		D7		703,001	\sim	1,078,000	34,300
D8		1,078,001 ~	~	1,632,000	42,500		D8		1,078,001	\sim	1,632,000	42,500
D9		1,632,001	~	2,303,000	51,400		D9		1,632,001	\sim	2,303,000	51,400
D10		2,303,001	\sim	3,117,000	61,200		D10		2,303,001	\sim	3,117,000	61,200
D11		3,117,001 ~	~	4,173,000	71,900		D11		3,117,001	\sim	4,173,000	71,900
D12		4,173,001	~	5,334,000	83,300		D12		4,173,001	\sim	5,334,000	83,300
D13		5,334,001	~	6,674,000	95,600		D13		5,334,001	\sim	6,674,000	95,600
D14		6,674,001 円以_	上		介護給付費等基準額		D14		6,674,001	以上		介護給付費等基準額
(注)	<u>I</u>				-11	(注))	1			

- 1 障害者の扶養義務者(障害者の入所時に障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくす ると認められる配偶者又は子(障害者が 20 歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子) のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高い者をいう。以下同じ。)が負担すべき額は、 それぞれ税額等による階層区分に応じ、負担基準月額の欄に掲げる額とする。
- 2 注1の規定にかかわらず、扶養義務者が負担すべき額が、介護給付費等基準額から障害者本 人が負担する額を控除した額を超える場合は、当該控除した額を負担するものとする。
- 3 この表において「市町村民税」とは、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による市町 村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それ ぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割(それぞれ、同法の 規定による特別区民税に係るものを含む。)をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算に おいては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割 の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算 においては、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項 の規定は適用しないものとする。
- 4 この表において「所得税」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32 年法律第26号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第

- 1 障害者の扶養義務者(障害者の入所時に障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくす ると認められる配偶者又は子(障害者が 20 歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子) のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高い者をいう。以下同じ。) が負担すべき額は、 それぞれ税額等による階層区分に応じ、負担基準月額の欄に掲げる額とする。
- 2 注1の規定にかかわらず、扶養義務者が負担すべき額が、介護給付費等基準額から障害者本 人が負担する額を控除した額を超える場合は、当該控除した額を負担するものとする。
- 3 この表において「市町村民税」とは、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による市町 村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それ ぞれ、同法第 292 条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割(それぞれ、同法の 規定による特別区民税に係るものを含む。)をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算に おいては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割 の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算 においては、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項 の規定は適用しないものとする。
- 4 この表において「所得税」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32 年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律

175 号)及び平成 24 年 6 月 25 日障発 0625 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額の算定等(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第78条第1項並びに第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項、第 41 条の 2、第 41 条の 3 の 2 第 4 項、第 41 条の 19 の 2 第 1 項、第 41 条の 19 の 3 第 1 項及び第 2 項、第 41 条の 19 の 4 第 1 項及び第 2 項並びに第 41 条の 19 の 5 第 1 項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条
- (3)障害福祉サービス(療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、 就労移行支援又は就労継続支援)被措置者の利用者負担額 ((1)に該当 する者を除く。)

負 担 基 準 月 額 対象収入額等による階層区分 療養介護、生活介護、自立訓 練、宿泊型自立訓練、就労移 行支援、就労継続支援 被保護者等 Щ 0 前年分の対象収入額の年額区分 2 0 円 270,000 円 0 階 3 270,001 280,000 500 層 280.001 300,000 900 に 5 300,001 320,000 1,700 該 6 320,001 340,000 2,300 当 7 340,001 360,000 2.900 8 す 360,001 380,000 3.700 る 9 380,001 400,000 4.500 者 10 400.001 420,000 5,400 以 11 420,001 440,000 6,200 外 12 440.001 460,000 7,000 13 O 460.001 480,000 7,900 者 14 480,001 500,000 8,700 15 500.001 520,000 9.500 16 520,001 540,000 10,400 17 540,001 560,000 11,200 18 580,000 12.000 560,001 19 580,001 12,900 600,000 20 600,001 640,000 13,700 21 640.001 680,000 15,400 22 17,000 680,001 720,000

第 175 号)の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第78条第1項並びに第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項、第 41 条の 2、第 41 条の 3の 2 第 4 項、第 41 条の 19 の 2 第 1 項、第 41 条の 19 の 3 第 1 項及び第 2 項、第 41 条の 19 の 4 第 1 項及び第 2 項並びに第 41 条の 19 の 5 第 1 項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条
- (3)障害福祉サービス(療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、 就労移行支援又は就労継続支援)被措置者の利用者負担額 ((1)に該当 する者を除く。)

	1		象 収	入等	額	等	に	ょ	る	階	層	区	分	負担基準月額 療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移 行支援、就労継続支援 円
-			前年	/\n:	い名ロ	[77 76 2	婚の	生殖	マム					0
	2	_	刊十) J ())	小多な	0円		十帜	四刀 ∼		27	0,000) Ш	0
	3	階		-	270,0				\sim			0,000		500
	4	層			280,0				\sim			0,000		900
	5	に			300,0				\sim			0,000		1,700
	6	該			320,0				\sim			0,000		2,300
	7	当		3	340,0	01			\sim		36	0,000)	2,900
	8	す		3	360,0	01			\sim		38	0,000)	3,700
	9	る		3	380,0	01			\sim		40	0,000)	4,500
	10	者		4	100,0	01			\sim		42	0,000)	5,400
	11	以		4	120,0	01			\sim		44	0,000)	6,200
	12	外		4	140,0	01			\sim		46	0,000)	7,000
	13	0		4	160,0	01			\sim		48	0,000)	7,900
	14	者			180,0				\sim		50	0,000)	8,700
	15				500,0				\sim			0,000		9,500
	16				520,0				\sim			0,000		10,400
	17				540,0				\sim			0,000		11,200
	18				560,0				\sim			0,000		12,000
	19				580,0				\sim			0,000		12,900
	20				500,0				\sim			0,000		13,700
	21				540,0				\sim			0,000		15,400
ı	22			6	580,0	01			\sim		72	0,000)	17,000

				1
23	720,001	\sim	760,000	18,700
24	760,001	\sim	800,000	19,900
25	800,001	\sim	840,000	20,900
26	840,001	\sim	880,000	21,900
27	880,001	\sim	920,000	22,900
28	920,001	\sim	960,000	23,900
29	960,001	\sim	1,000,000	24,900
30	1,000,001	\sim	1,040,000	25,900
31	1,040,001	\sim	1,080,000	27,200
32	1,080,001	\sim	1,120,000	28,500
33	1,120,001	\sim	1,160,000	29,900
34	1,160,001	\sim	1,200,000	31,200
35	1,200,001	\sim	1,260,000	32,500
36	1,260,001	\sim	1,320,000	34,500
37	1,320,001	\sim	1,380,000	36,500
38	1,380,001	\sim	1,440,000	38,500
39	1,440,001	\sim	1,500,000	40,500
40	1,500,001 円以_	Ŀ.		(対象収入額- 150 万円)×
				0.9 ÷ 12 月 ÷ 2 + 40,500 円
				(100 円未満切り捨て)

- 1 障害者が負担すべき額は、対象収入額等による階層区分に応じ、負担基準月額の欄に掲げる額とする。
- 2 この表において「対象収入額」とは、収入額(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料等の必要経費の額を控除した額をいう。
- (4)障害福祉サービス (療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、 就労移行支援、就労継続支援)被措置者の扶養義務者の利用者負担額 ((2) に該当する者を除く。)

		税額(等による階層区分	負 担 基 準 月 額 療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移 行支援、就労継続支援
	A	被保護者等		円
L				0
	В	当該年度分の	市町村民税が非課税の者(A階層に該当する	0
		者を除く。)		
	C1	前年分の所	当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ	1,100
		得税が非課	課税の者	
	C2	税の者(A	当該年度分の市町村民税のうち所得割が課	1,600
		階層又はB	税の者	

23	720,001	\sim	760,000	18,700
24	760,001	\sim	800,000	19,900
25	800,001	\sim	840,000	20,900
26	840,001	\sim	880,000	21,900
27	880,001	\sim	920,000	22,900
28	920,001	\sim	960,000	23,900
29	960,001	\sim	1,000,000	24,900
30	1,000,001	\sim	1,040,000	25,900
31	1,040,001	\sim	1,080,000	27,200
32	1,080,001	\sim	1,120,000	28,500
33	1,120,001	\sim	1,160,000	29,900
34	1,160,001	\sim	1,200,000	31,200
35	1,200,001	\sim	1,260,000	32,500
36	1,260,001	\sim	1,320,000	34,500
37	1,320,001	\sim	1,380,000	36,500
38	1,380,001	\sim	1,440,000	38,500
39	1,440,001	\sim	1,500,000	40,500
40	1,500,001 円以」	Ł		(対象収入額- 150 万円)
				0.9 ÷ 12 月 ÷ 2 + 40,500 円
				(100 円未満切り捨て)

- 1 障害者が負担すべき額は、対象収入額等による階層区分に応じ、負担基準月額の欄に掲げる額とする。
- 2 この表において「対象収入額」とは、収入額(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料等の必要経費の額を控除した額をいう。
- (4) 障害福祉サービス (療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、 就労移行支援、就労継続支援) 被措置者の扶養義務者の利用者負担額 ((2) に該当する者を除く。)

	税額	等による階層区分	負担基準月額 療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移 行支援、就労継続支援
A	被保護者等		円
			0
В	当該年度分の	市町村民税が非課税の者(A階層に該当する	0
	者を除く。)		
C1	前年分の所	当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ	1,100
	得税が非課	課税の者	
C2	税の者(A	当該年度分の市町村民税のうち所得割が課	1,600
	階層又はB	税の者	

	階層に該当				
	する者を				
	除く。)				
		前年分の所得	兇額の	年額区分	
D1	前年分の所得	0 円	\sim	15,000 円	2,200
D2	税が課税の者	15,001	\sim	40,000	3,300
D3	(A階層又は	40,001	\sim	70,000	4,600
D4	B階層に該当	70,001	\sim	183,000	7,200
D5	する者を除	183,001	\sim	403,000	10,300
D6	< 。)	403,001	\sim	703,000	13,500
D7		703,001	\sim	1,078,000	17,100
D8		1,078,001	\sim	1,632,000	21,200
D9		1,632,001	\sim	2,303,000	25,700
D10		2,303,001	\sim	3,117,000	30,600
D11		3,117,001	\sim	4,173,000	35,900
D12		4,173,001	\sim	5,334,000	41,600
D13		5,334,001	\sim	6,674,000	47,800
D14		6,674,001 円	以上		介護給付費等基準額及び療
					養介護医療費基準額

(注

- 1 障害者の扶養義務者(障害者の入所時に障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子(障害者が 20 歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子)のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高い者をいう。以下同じ。)が負担すべき額は、それぞれ税額等による階層区分に応じ、負担基準月額の欄に掲げる額とする。
- 2 注1の規定にかかわらず、扶養義務者が負担すべき額が、介護給付費等基準額及び療養介護 医療費基準額から障害者本人が負担する額を控除した額を超える場合は、当該控除した額を負 担するものとする。
- 3 この表において「市町村民税」とは、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第 292 条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割(それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。)をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。
- 4 この表において「所得税」とは、所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和 22 年法律第 175 号)及び平成 24 年 6 月 25 日障発 0625 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額の算定等(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。
- (1) 所得税法第78条第1項並びに第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項

	階層に該当				
	する者を				
	除く。)				
		前年分の所得	税額の	年額区分	
D1	前年分の所得	0 円	\sim	15,000 円	2,200
D2	税が課税の者	15,001	\sim	40,000	3,300
D3	(A階層又は	40,001	\sim	70,000	4,600
D4	B階層に該当	70,001	\sim	183,000	7,200
D5	する者を除	183,001	\sim	403,000	10,300
D6	< 。)	403,001	\sim	703,000	13,500
D7		703,001	\sim	1,078,000	17,100
D8		1,078,001	\sim	1,632,000	21,200
D9		1,632,001	\sim	2,303,000	25,700
D10		2,303,001	\sim	3,117,000	30,600
D11		3,117,001	\sim	4,173,000	35,900
D12		4,173,001	\sim	5,334,000	41,600
D13		5,334,001	\sim	6,674,000	47,800
D14		6,674,001	以上		介護給付費等基準額及び療
					養介護医療費基準額

- 1 障害者の扶養義務者(障害者の入所時に障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子(障害者が 20 歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子)のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高い者をいう。以下同じ。)が負担すべき額は、それぞれ税額等による階層区分に応じ、負担基準月額の欄に掲げる額とする。
- 2 注1の規定にかかわらず、扶養義務者が負担すべき額が、介護給付費等基準額及び療養介護 医療費基準額から障害者本人が負担する額を控除した額を超える場合は、当該控除した額を負 担するものとする。
- 3 この表において「市町村民税」とは、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第 292 条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割(それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。)をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第 323 条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第 314 条の7、第 314 条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。
- 4 この表において「所得税」とは、所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号) 及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和 22 年法律第 175 号)の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。
- (1) 所得税法第78条第1項並びに第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項

- (2) 租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項、第 41 条の 2、第 41 条の 3 の 2 第 4 項、第 41 条の 19 の 2 第 1 項、第 41 条の 19 の 3 第 1 項及び第 2 項、第 41 条の 19 の 4 第 1 項及び第 2 項並びに第 41 条の 19 の 5 第 1 項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

70,001

183,000 183,001

403,000

7,200

10.300

D4

D5

- (5)障害福祉サービス(居宅介護、同行援護、行動援護、重度訪問介護、 短期入所、共同生活介護、共同生活援助)被措置者及び扶養義務者利用 者負担額
- 負担基準額 上限月額 居宅介護 重 度 訪 グ ルーフ[°] ホーム 税額等による階層区分 短期入所 同行援護 問 介 護 ケアホーム 行 動 援 護 30分当たり 1 日当たり 1月当たり 30 分当たり 被保護者等 円 円 円 円 円 Α 0 0 0 0 0 0 0 当該年度分の市町村民税が非課税 0 0 の者(A階層に該当する者を除く。) 前年分の所得 当該年度分の市町 50 50 1,100 100 1,100 税が非課税の村民税のうち均等 者(A階層又割のみ課税の者 C2 はB階層に該 当該年度分の市町 1,600 100 100 200 1,600 当する者を除 村民税のうち所得 税が課税の者 前年分の所得税額 の年額区分 D1 前年分の所得 0 円 2,200 150 150 300 2,200 税が課税の者 (A階層又は 15,000 円 D2 B階層に該当 15,001 3,300 200 200 400 3,300 する者を除 < 。) 40.000 D3 40,001 4,600 250 250 600 4,600 70.000

300

400

300

400

1,000

1,400

7,200

10.300

- (2) 租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項、第 41 条の 2、第 41 条の 3の 2 第 4 項、第 41 条の 19 の 2 第 1 項、第 41 条の 19 の 3 第 1 項及び第 2 項、第 41 条の 19 の 4 第 1 項及び第 2 項並びに第 41 条の 19 の 5 第 1 項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条
- (5)障害福祉サービス(居宅介護、同行援護、行動援護、重度訪問介護、 短期入所、共同生活介護、共同生活援助)被措置者及び扶養義務者利用 者負担額

				負担基準額						
税額	う等による	3 階層区分	上限月額	居宅介護 同行援護 行動援護 30分当たり	重度訪問介護	短期入所 1日当たり	ゲループ ホーム ケア ホ ー ム 1月当たり			
A	被保護者等		円	円	円	円	円			
			0	0	0	0	0			
В		万町村民税が非課税 該当する者を除く。)	0	0	0	0	0			
C1	税が非課税の	当該年度分の市町 村民税のうち均等 割のみ課税の者	1,100	50	50	100	1,100			
C2		当該年度分の市町 村民税のうち所得 税が課税の者	1,600	100	100	200	1,600			
	Note that The	前年分の所得税額の年額区分								
D1	前年分の所得 税が課税の者 (A階層又は	0円 ~ 15,000円	2,200	150	150	300	2,200			
D2	B階層に該当 する者を除 く。)	15,001 ~ 40,000	3,300	200	200	400	3,300			
D3		40,001 ~ 70,000	4,600	250	250	600	4,600			
D4		70,001 ~	7,200	300	300	1,000	7,200			
D5		183,000 183,001 ~ 403,000	10,300	400	400	1,400	10,300			

D6	403,001	13,500	500	500	1,800	13,500	D6	403,001	13,500	500	500	1,800	13,500
D7	703,000 703,001 ~	17,100	600	600	2,300	17,100	D7	703,000 703,001 ~	17,100	600	600	2,300	17,100
D8	1,078,000 1,078,001 ~	21,200	800	800	2,800	21,200	D8	1,078,000 1,078,001 ~	21,200	800	800	2,800	21,200
D9	1,632,000 1,632,001 ~	25,700	1,000	1,000	3,400	25,700	D9	1,632,000 1,632,001 ~	25,700	1,000	1,000	3,400	25,700
D10	2,303,000 2,303,001 ~	30,600	1,200	1,200	4,100	30,600	D10	2,303,000 2,303,001 ~	30,600	1,200	1,200	4,100	30,600
D11	3,117,000 3,117,001 ~	35,900	1,400	1,400	4,800	35,900	D11	3,117,000 3,117,001 ~	35,900	1,400	1,400	4,800	35,900
D12	4,173,000 4,173,001 ~	41,600	1,600	1,600	5,500	41,600	D12	4,173,000 4,173,001 ~	41,600	1,600	1,600	5,500	41,600
D13	5,334,000 5,334,001 ~	47,800	1,900	1,900	6,400	47,800	D13	5,334,000 5,334,001 ~	47,800	1,900	1,900	6,400	47,800
D14	6,674,000 6,674,001 円 以上	介護給付 費等基準 額	介 護 給 付 費 等 基準額		介護給付費等 基準額	介護給付費等基準額	D14	6,674,000 6,674,001 円 以上	介護給付 費等基準 額	介護給付費等 基準額	介護給付費等基準額	介護給付費等 基準額	介 護 給 付費等基 準額
())		1	ll							1			

- 1 障害者及びその扶養義務者 (障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子 (障害者が 20 歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子) のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高いものに限る。以下同じ。) が負担すべき額は、それぞれ、税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額とする (行動援護については、所要時間が7時間30分以上の場合は、当該額を16倍した額を同日分の負担すべき額とする。)。ただし、障害者にあっては、介護給付費等基準額を上限とし、扶養義務者にあっては、介護給付費等基準額から障害者本人が負担する額を控除した額を上限とする。
- 2 注1の規定にかかわらず、障害者及びその扶養義務者の1月当たりの負担額は、それぞれ、 税額等による階層区分に応じ、上限月額の欄に掲げる額を上限とする。
- 3 この表において「市町村民税」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割(それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。)をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得

- 1 障害者及びその扶養義務者 (障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子 (障害者が 20 歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子) のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高いものに限る。以下同じ。) が負担すべき額は、それぞれ、税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額とする (行動援護については、所要時間が7時間 30 分以上の場合は、当該額を16 倍した額を同日分の負担すべき額とする。)。ただし、障害者にあっては、介護給付費等基準額を上限とし、扶養義務者にあっては、介護給付費等基準額から障害者本人が負担する額を控除した額を上限とする。
- 2 注1の規定にかかわらず、障害者及びその扶養義務者の1月当たりの負担額は、それぞれ、 税額等による階層区分に応じ、上限月額の欄に掲げる額を上限とする。
- 3 この表において「市町村民税」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割(それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。)をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得

割の額の計算においては、同法第 314 条の7、 第 314 条の8、同法附則第5条第3項及び 第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。

- 4 この表において「所得税」とは、所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和 22 年法律第 175 号)及び平成 24 年 6 月 25 日障発 0625 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額の算定等(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。
 - (1) 所得税法第 78 条第1項並びに第2項第1号、第2号(地方税法第 314 条の7第1 項第2号に規定する寄附金に限る。)及び第3号(地方税法第 314 条の7第1項第2 号に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3 項
 - (2) 租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項、第 41 条の 2、第 41 条の 3の 2 第 4 項、第 41 条の 19の 2 第 1 項、第 41 条の 19の 3 第 1 項及び第 2 項、第 41 条の 19の 5 第 1 項
 - (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条
- (6) 障害福祉サービス (居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度 訪問介護) における障害児の扶養義務者の利用者負担額
- 負担 基準額 税額等による階層区分 上限月額 居宅介護 短期入所 同行援護 行動援護 1 日当たり 30 分当たり 被保護者等 円 円 円 B 当該年度分の市町村民税が非課税の者 0 (A階層に該当する者を除く。) C1 前年分の所 当該年度分の市町村民税の 1.100 50 100 得税が非課 うち均等割のみ課税の者 C2 税の者(A 当該年度分の市町村民税の 1.600 100 200 階層又はB うち所得税が課税の者 階層に該当 する者を除 前年分の所得税額(障害児 の所得税額を含む。) の年 額区分 D1 前年分の所 0 円 ~ 15.000 円 2,200 150 300 得税が課税 D2 の者 (A階 15,001 ~ 40,000 3.300 200 400

- 割の額の計算においては、同法第 314 条の7、 第 314 条の8、同法附則第5条第3項及び 第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。
- 4 この表において「所得税」とは、所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和 22 年法律第 175 号)の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。
 - (1) 所得税法第 78 条第1項並びに第2項第1号、第2号(地方税法第 314 条の7第1 項第2号に規定する寄附金に限る。)及び第3号(地方税法第 314 条の7第1項第2 号に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3 項
 - (2) 租税特別措置法第 41 条第1項、第2項及び第3項、第 41 条の2、第 41 条の3の 2第4項、第 41 条の19の2第1項、第 41 条の19の3第1項及び第2項、第 41 条 の19の4第1項及び第2項並びに第 41 条の19の5第1項
 - (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条
- (6) 障害福祉サービス(居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度 訪問介護)における障害児の扶養義務者の利用者負担額

				負担基準額				
	税額等し	こよる階層区分	上限月額	居宅行援護 同行動援護 30分当たり	短期入所			
Α	被保護者等		円 0	円 0	円 0			
В		の市町村民税が非課税の者 変当する者を除く。)	0	0	0			
C1		当該年度分の市町村民税の うち均等割のみ課税の者	1,100	50	100			
C2	税の者(A 階層又はB 階層に該当 する者を除 く。)	当該年度分の市町村民税のうち所得税が課税の者	1,600	100	200			
		前年分の所得税額(障害児 の所得税額を含む。)の年 額区分						
D1	前年分の所 得税が課税	0 円 ~ 15,000 円	2,200	150	300			
D2		15,001 ~ 40,000	3,300	200	400			

D5 D6	183,001 403,001		403,000 703,000	10,300 13,500	400 500	1,400 1,800	D5	183,001 403.001		403,000 703,000	10,300 13,500	400 500	1,400 1,800
D7	703,001		,	17,100	600	2,300	D7	703,001		,	17,100	600	2,300
D8	1,078,001	~ 1	,632,000	21,200	800	2,800	D8	1,078,001	~ 1	,632,000	21,200	800	2,800
D9	1,632,001	~ 2	,303,000	25,700	1,000	3,400	D9	1,632,001	~ 2	2,303,000	25,700	1,000	3,400
D10	2,303,001	~ 3	,117,000	30,600	1,200	4,100	D10	2,303,001	~ 3	3,117,000	30,600	1,200	4,100
D11	3,117,001	~ 4	,173,000	35,900	1,400	4,800	D11	3,117,001	~ 4	,173,000	35,900	1,400	4,800
D12	4,173,001	~ 5	,334,000	41,600	1,600	5,500	D12	4,173,001	~ 5	5,334,000	41,600	1,600	5,500
D13	5,334,001	~ 6	,674,000	47,800	1,900	6,400	D13	5,334,001	~ 6	5,674,000	47,800	1,900	6,400
D14	6,674,001 F	円以上	:	介護給付費 等基準額	介護給付費等基 準額	介護給付費等基準 額	D14	6,674,001	円以上	=		介護給付費等基 準額	介護給付費等基準 額

- 1 障害児の扶養義務者 (障害児と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者、父母又は子のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高いものに限る。以下同じ。)が負担すべき額は、税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額とする (行動援護については、所要時間が7時間30分以上の場合は、当該額を16倍した額を同日分の負担すべき額とする。)。なお、児童福祉法第63条の4の規定により、児童相談所長が重度訪問介護を利用することが適当であると認め、その旨を市町村長に通知された障害児に対し、重度訪問介護にかかるやむを得ない事由による措置を行った場合については、この表の負担基準額の欄に掲げる額に、(5)の表の重度訪問介護にかかる負担基準額の欄に掲げる額を加えた額とする。ただし、介護給付費等基準額を上限とする。
- 2 注1の規定にかかわらず、障害児の扶養義務者の1月当たりの負担額は、税額等による階層 区分に応じ、上限月額の欄に掲げる額を上限とする。
- 3 この表において「市町村民税」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割(それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。)をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計

- 1 障害児の扶養義務者 (障害児と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者、父母又は子のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高いものに限る。以下同じ。)が負担すべき額は、税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額とする (行動援護については、所要時間が7時間30分以上の場合は、当該額を16倍した額を同日分の負担すべき額とする。)。なお、児童福祉法第63条の4の規定により、児童相談所長が重度訪問介護を利用することが適当であると認め、その旨を市町村長に通知された障害児に対し、重度訪問介護にかかるやむを得ない事由による措置を行った場合については、この表の負担基準額の欄に掲げる額に、(5)の表の重度訪問介護にかかる負担基準額の欄に掲げる額を加えた額とする。ただし、介護給付費等基準額を上限とする。
- 2 注1の規定にかかわらず、障害児の扶養義務者の1月当たりの負担額は、税額等による階層 区分に応じ、上限月額の欄に掲げる額を上限とする。
- 3 この表において「市町村民税」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割(それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。)をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計

算においては、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及びに第5条の4第 6項の規定は適用しないものとする。

- 4 この表において「所得税」とは、所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和 22 年法律第 175 号)及び平成 24 年 6 月 25 日障発 0625 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額の算定等(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。
 - (1) 所得税法第 78 条第1項並びに第2項第1号、第2号(地方税法第 314 条の7第1項 第2号に規定する寄附金に限る。)及び第3号(地方税法第 314 条の7第1項第2号に 規定する寄附金に限る。)、第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項
 - (2) 租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項、第 41 条の 2、第 41 条の 3の 2 第 4 項、第 41 条の 19 の 2 第 1 項、第 41 条の 19 の 3 第 1 項及び第 2 項、第 41 条の 19 の 4 第 1 項及び第 2 項並びに第 41 条の 19 の 5 第 1 項
 - (3) 和税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

算においては、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及びに第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。

- 4 この表において「所得税」とは、所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号) <u>及び</u>災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和 22 年法律第 175 号)の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。
 - (1) 所得税法第 78 条第1項並びに第2項第1号、第2号(地方税法第 314 条の7第1項 第2号に規定する寄附金に限る。)及び第3号(地方税法第 314 条の7第1項第2号に 規定する寄附金に限る。)、第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項
 - (2) 租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項、第 41 条の 2、第 41 条の 3の 2 第 4 項、第 41 条の 19 の 2 第 1 項、第 41 条の 19 の 3 第 1 項及び第 2 項、第 41 条の 19 の 4 第 1 項及び第 2 項並びに第 41 条の 19 の 5 第 1 項
 - (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条